

【平成20年7月31日修正版】

旭川市立高台小学校P F I整備事業
落札者決定基準

平成20年4月

旭川市

目 次

1	落札者決定基準の位置付け	1
2	審査方式	1
3	決定スケジュール	1
4	審査の流れ	2
5	審査基準	3
6	落札者の決定	7

1 落札者決定基準の位置付け

この落札者決定基準は、旭川市（以下「市」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）に基づき特定事業として選定した「旭川市立高台小学校PFI整備事業」を実施するに当たり、旭川市立高台小学校PFI整備事業事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）が最も優れた提案を行った事業者を選定し、その結果を踏まえ、市が落札者を決定するための方法及び審査基準を示すものである。

2 審査方式

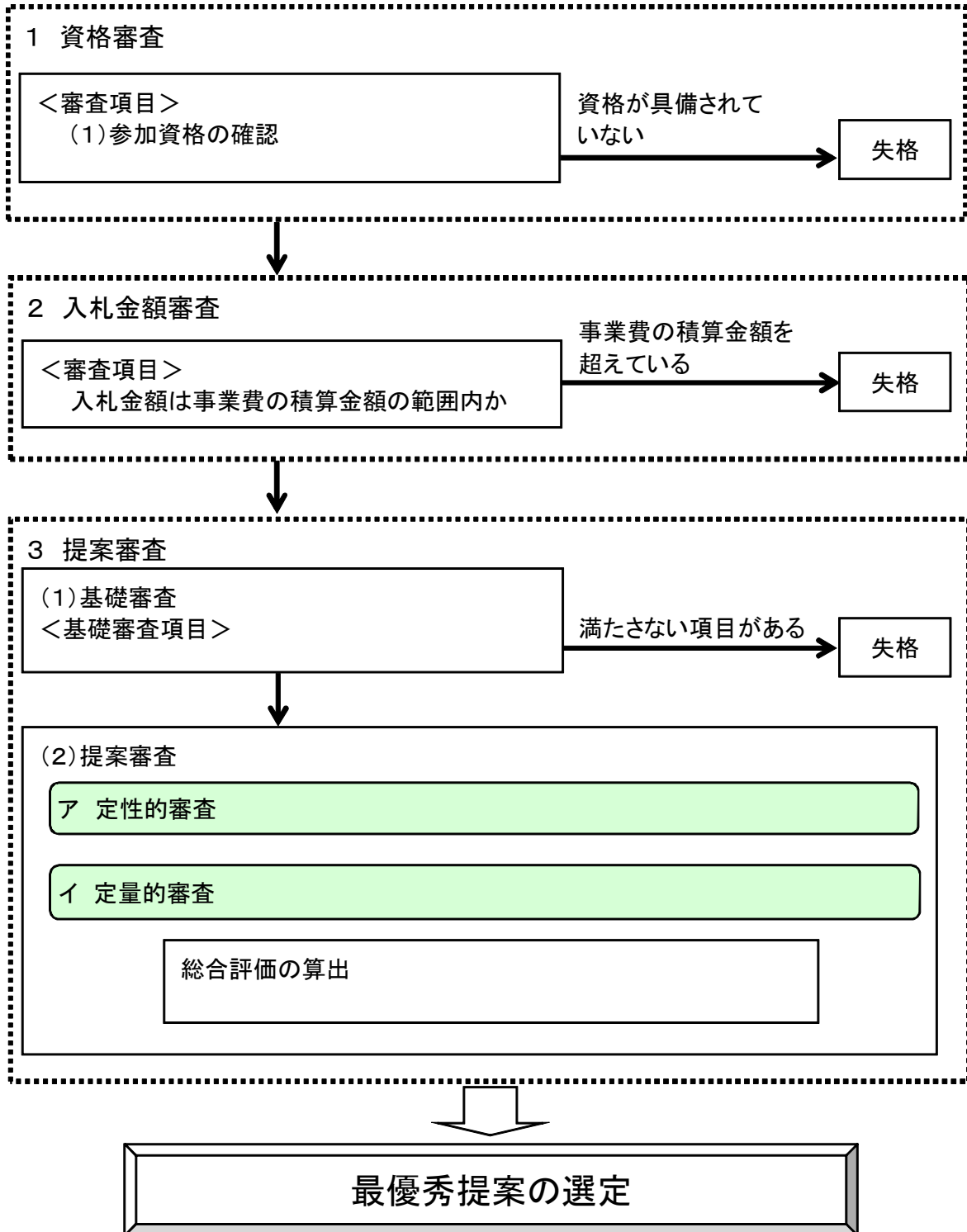
市が落札者を決定するに当たり、事業者の提案を幅広く取り入れ、総合的に評価するため、総合評価一般競争入札方式を採用する。

3 決定スケジュール

落札者の決定は、次の日程で行う。

日 程	項 目
平成 20 年 4 月 30 日（水）	入札公告，入札説明書の公表
平成 20 年 4 月 30 日（水）～5 月 13 日（火） （必着）	入札説明書に関する質問の受付
平成 20 年 6 月 18 日（水）	入札説明書に関する質問回答の公表
平成 20 年 6 月 26 日（木）～7 月 4 日（金） （必着）	参加資格審査申請提出書類の受付
平成 20 年 7 月 30 日（水）	参加資格審査の結果の通知
平成 20 年 8 月 19 日（火）～8 月 27 日（水） （必着）	提案事業審査提出書類の受付
平成 20 年 8 月 27 日（水）	開札
平成 20 年 10 月（予定）	落札者の決定

4 審査の流れ



5 審査基準

(1) 資格審査

ア 参加資格の確認

入札に応募しようとする者（以下「応募者」という。）が提出した参加資格審査申請提出書類に記載された応募者の資格等について、入札説明書に示す応募者の参加資格要件を具備しているか否かを審査し、資格が具備されていない場合は失格とし、以後の入札手続には参加できない。

イ 事業遂行能力の確認

(ア) 評価対象

応募企業又は応募グループの代表企業及び構成企業

(イ) 評価方法

「表1 事業遂行能力の評価基準」に示す評価項目により、事業遂行能力を確認する。明らかに業務遂行能力に不安があり（各評価項目に対応した指標がいずれか一つでも評価基準に該当する場合）、かつ、代替信用補完措置（第三者による履行保証）が記載されていない場合は失格とする。

表1 事業遂行能力の評価基準

評価項目	内容	指標	評価基準
資力	提案事業に必要な資金が既存の事業活動の中で生み出されているか。	事業キャッシュフロー規模	事業キャッシュフロー規模が3期連続で総額がマイナス値の場合
		総キャッシュフロー規模	総キャッシュフロー規模が3期連続で総額がマイナス値の場合
信用力	過去の経営状況を反映した総合的な信用力があるか。	経常損益	経常損益が3期連続で赤字の場合
		自己資本金額	自己資本金額が3期連続で債務超過にある場合
債務返済能力	特別目的会社の債務を負担し得る能力があるか。	利払い能力	利払い能力の最近期の値が1.0未満の場合
		有利子負債比率	有利子負債比率の最近期の値が100%以上の場合
代替信用補完措置		個々の補完措置ごとに判断	代替信用補完措置が必要となる出資者がいる場合、その役割に応じた代替信用補完措置を付しているか

上記指標の内容は、次に示すとおりである。

評価項目	指標	算出根拠
資力	事業キャッシュフロー規模	事業損益 ^{※1} －支払利息・割引料＋減価償却費＋諸引当金等 ^{※2}
	総キャッシュフロー規模	当期純損益－配当・賞与 ^{※3} ＋減価償却費＋諸引当金等 ^{※4}
信用力	経常損益	経常損益
	自己資本金額	資本の部合計
債務返済能力	利払い能力	(事業損益＋減価償却費)／支払利息・割引料
	有利子負債比率	有利子負債／使用総資本 ^{※5}

注) 指標としては、単体の財務諸表を使用する。

※1 事業損益＝営業損益＋受取利息・配当金

※2 売上原価及び販売費・一般管理費に含まれる引当金繰入額

※3 賞与＝利益処分の中で行われる賞与

※4 当期費用に含まれる引当金繰入額及びその他の現金支出を伴わない費用

※5 使用総資本＝流動資産＋固定資産＋繰延資産＋割引譲渡手形

(2) 入札金額審査

入札金額が事業費の積算金額（消費税及び地方消費税を除く。）を超えていないことを確認する。

(3) 提案審査

ア 基礎審査

応募者の提案書に記載された内容が「表2 基礎的事項の評価基準」に示す評価基準を満たしているか否かを確認する。満たしていないことが確認された場合は失格とする。

表2 基礎的事項の評価基準

評価事項		評価基準
事業計画に関する事項	スケジュール	・実現可能な事業スケジュールであること
	事業費の見積り	・算出根拠が明示されていること。各提出書類に記載された計数の整合が取れていること
	資金調達	・事業に必要な資金が確保される計画となっており、返済が必要な資金について、全額を事業期間内に返済できる計画であること
施設整備業務に関する事項	要求水準	・要求水準書に示す仕様・性能を満たしていること
維持管理業務に関する事項	要求水準	・要求水準書に示す仕様・性能を満たしていること

イ 提案審査

(ア) 定性的審査

提案内容の定性的事項は、「表3 定性的事項における評価項目と配点」に示す評価項目について、「表4 定性的事項における評価区分と算定方法」に基づき算定する。

表3 定性的事項における評価項目と配点

評価項目		配点
1	業務計画に関する事項	46点
	(1) オープンスクール化に関する事項	10点
	ア 施設整備計画 ・多様な学習形態に適した計画となっているか ・児童/教師等の移動動線に対する配慮がなされているか ・その他オープンスクール化を推進する上で効果を発揮すると思われる提案があるか	6点
	イ 維持管理計画 ・学校教育の円滑な遂行に適した計画となっているか ・効果的な採光/空調計画となっているか ・その他オープンスクール化を推進する上で効果を発揮すると思われる提案があるか	4点
	(2) エコスクール化に関する事項	10点
	ア 施設整備計画 ・バランスの良い自然エネルギーの活用（自然採光/自然換気等）が図られる計画となっているか ・長期の施設利用への配慮がなされているか ・環境負荷の低減への配慮がなされているか ・環境教育の実践に適した計画となっているか ・その他エコスクール化を推進する上で効果を発揮すると思われる提案があるか	6点
	イ 維持管理計画 ・環境負荷の低減について積極的かつ具体的に計画されているか ・長期の施設利用への配慮がなされているか ・寒冷地域特有の課題を想定した計画となっているか ・その他エコスクール化を推進する上で効果を発揮すると思われる提案があるか	4点
	(3) インテリジェントスクール化に関する事項	8点
	ア 施設整備計画 ・外部とのアクセスポイントが確保されているか ・更新/拡張可能性に対応した計画となっているか ・コンピュータ・ルームの提案内容が優れているか ・その他インテリジェントスクール化を推進する上で効果を発揮すると思われる提案があるか	4点
	イ 維持管理計画 ・緊急時の対応への配慮がなされているか ・その他インテリジェントスクール化を推進する上で効果を発揮する	4点

	と思われる提案があるか	
(4) 地域に開かれた学校づくりに関する事項		8点
ア 施設整備計画	<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設が多い等の地域特性への配慮がなされているか 開放施設(将来可能性がある施設を含む)への配慮がなされているか 特別教室等の将来的に開放する施設に配慮した計画となっているか 留守家庭児童会の提案内容が優れているか その他地域に開かれた学校づくりを推進する上で効果を発揮すると思われる提案があるか 	4点
イ 維持管理計画	<ul style="list-style-type: none"> 効果的な運営に資する計画となっているか その他地域に開かれた学校づくりを推進する上で効果を発揮すると思われる提案があるか 	4点
(5) 安心、安全な学校づくりに関する事項		10点
ア 施設整備計画	<ul style="list-style-type: none"> ゾーニングと施設の配置計画が優れているか(機能的な配置計画等) アプローチ計画への配慮がなされているか 管理面から見た開放施設(将来可能性がある施設を含む)の配置、利便性への配慮がなされているか 災害時の対応への配慮がなされているか(防災性、機能維持性、体育館の災害時利用、外部ネットワークの確保等) シックスクール対策が十分か その他安心、安全な学校づくりを推進する上で効果を発揮すると思われる提案があるか 	6点
イ 維持管理計画	<ul style="list-style-type: none"> 安全性の水準維持・確保への配慮がなされているか 事故や火災等への対応計画がすぐれているか 効果的な運営に資する計画となっているか その他安心、安全な学校づくりを推進する上で効果を発揮すると思われる提案があるか 	4点
2 事業計画に関する事項		8点
(1) 事業の安定性に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 資金調達の確実性があるか 安定的な運営が可能な計画となっているか 	4点
(2) リスクへの対応策に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 適切なリスク管理計画が提案されているか 	4点
3 総合評価		
	<ul style="list-style-type: none"> 提案内容が総合的に優れているか 周辺環境と調和しているか 地域経済への配慮がなされているか 	16点
小計		70点

表4 定性的事項における評価区分と算定方法

評価区分	評価の意味合い	算定方法
A	優れている	配点×100%
B	やや優れている	配点×75%
C	普通	配点×50%
D	やや劣る	配点×25%
E	劣る	配点×0%

配点ごとに評価区分に応じて評価点を算定する。評価点は、小数点第二位以下を四捨五入し、小数点第一位までを求める。

なお、いずれかの項目についてE評価がなされた提案については、失格とする場合もある。

(イ) 定量的審査

入札金額に関して、次に示す方法で配点を行うものとする。

提案価格が最も低いものを満点とし、2位以下の評価点は1位の評価を受けた最低価格との比率を用いて算出する。

評価点は、小数点第二位以下を四捨五入し、小数点第一位までを求める。

計算式 評価点＝配点×最低入札金額/当該応募者の入札金額

計算例

	A者 (1位)	B者 (2位)	C者 (3位)
入札金額	20億円	25億円	30億円
計算方法	—	20億円/25億円×30点	20億円/30億円×30点
評価点	30点	24点	20点

6 落札者の決定

審査委員会は、定性的審査と定量的審査の得点を合計した総合得点が最も高い提案を最優秀提案とする。

総合得点 = 定性的審査の得点 (70点満点) + 定量的審査の得点 (30点満点)

ただし、最優秀提案が同点の場合には、審査委員会で協議し、最優秀提案の者とそうでない者とを選定する。

市は、審査委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。